

19 世紀末アメリカの移民政策と国民秩序

—白人移民を対象とした移民政策過程からみる国民秩序の検討—

岡本 雪乃

Immigration Policy and National Order in the Late 19th Century United State: A Study of National Order from Immigration Policy Process for White Immigrants

Yukino OKAMOTO

Abstract

Why did labors require Immigration restrictions based on race and ethnic factors in United States from the 19th century to the 20th century. It is commonly believed that labors led the making immigration restrictions policies based on such factors. However, it remains to be elucidated reason why labors required such restrictions.

This study proposes that they originally did not have such require because their preference was based on only economic reason. They did not required racism but improvement of labor embroilments for them.

This study analyzes the process of making the anti-contract law in 1885, the first attempt to regulate white immigrants. I focus on the statement that was used in the process of this, compared with Chinese immigrants who had been restricted based on race as naturalization impossible foreigner at that time.

The results show labors did not require restrictions based on race or ethnic in spite of the fact that they had realized nationality of immigrants were changing. On the contrary, they criticized a parliament trying to justify this law based on the race of immigrants. Their interest directed at employment system not race or ethnicity.

These results indicate that necessity to modify conventional interpretation on American immigrant study. This study suggests that we have to reveal why such restriction were required. We will be able to clarify the making process of American nations and national order by clearing up the factors that changed require of labors.

1. はじめに

アメリカは先住民を除けば元来、正真正銘のアメリカ人などというものは存在しない、入植者によって人工的に形成されたという特殊な経緯を持つ国家である。そのため、アメリカは自らを「移民国家」として認識してきた。実際に他の移民国家と称される国々と比べても、アメリカは移民の出身国や数において際立った存在である。また、移民の国という自己認識は腐敗がはびこるヨーロッパから逃げてくる人々の避難所として自らが移民を受け

入れてきたという自負をも含んでいる。そして、この自己認識がアメリカ人たちに独特のアイデンティティを形成させてきた重要な要素のひとつだといえるだろう¹。

ただし、この自己認識にもかかわらず、アメリカはその国境を常にあらゆる人々に向かって無条件に開放してきたわけではない。19 世紀後半にはアングロサクソン系アメリカ人を頂点とした人種・民族的特性によって形成されたヒエラルキーに基づく移民排斥の動きが高まり、1920 年代には特定の人種や民族を制限することを目的とした移民制限法が制定されることになった。この

人種・民族的な属性に基づく移民制限政策の方針が克服されるには1960年代の公民権運動の高揚を待たねばならなかった。つまり、アメリカの移民政策は建国時には開放されていたものが一度は閉じられ、そしてまた開かれるよう展開されてきたのであり、一般的に思われているほどにはその国境を自由に、無制限に開いてきたというわけではない²。

移民政策や移民政務において何らかの決定が行われる際、その決定には移民に対する国家の態度、すなわちどのような人々をどの程度、どのようにして入国させ、「我々」の構成員たる国民の中に認めていくのかが反映されることになる。こうした関心から、トーピーを初めてとして近年、政治学、歴史学、社会学などの諸分野では移民や国籍、パスポートに関する研究が進んでおり、国民国家においてこれまで自明視されてきた国家と国民との関係性が改めて問い直されている³。

それでは、「移民国家」を自称して様々な人々を受け入れてきたゆえに、人種や民族に基づく差別や偏見を行うことに抵抗の大きかったアメリカで、人種差別的な移民制限が行われ、特定の人種や民族を「他者」として「我々」たる国民のカテゴリーから排除するようになったのは一体なぜなのだろうか。

これまでの研究では、移民政策が形成される過程について論じる際には普通、経済アクターである企業・経営者と労働組合との利益に注目して説明されてきた。移民の制限を行うよう積極的に働きかけていたのはAFLを主とした労働組合勢力であると説明される。19世紀後半の経済構造の変化が労働環境を著しく劣悪なものにしたこと、移民によって失業率が急増したことが労働者らに移民制限の要求を引き起し、立法化に踏み切らせたとの説明がこれまで行われてきた⁴。一方で企業・経営者らは移民制限に反対の姿勢を示さなかったと言われていた。機械技術の向上は労働の機械化・効率化をすすめ、労働力の需要を引き下げることとなった。さらに、ヨーロッパ移民に代わって国内の黒人を雇用するようになった結果、移民労働力の需要が低下し、経営者らにとって移民制限に反対を示すことによって得られる利益は少なくなっていたのであった⁵。この時期の経営者の関心はむしろ、入ってきた移民の教育と同化であった⁶。だから、1917年に初めて人種・民族に基づく移民制限を行った時には制限を反対する勢力はもはやおらず、企業側では受容する環境が整備されていたと理解されている⁷。

しかしこうした説明では、なぜ移民の量的な制限が行われるようになったのかに関する説明はされているが、その制限がなぜ人種的な理由に基づいて行われたのかについては十分に説明できていないように思われる。彼らにとって移民が問題であったのは、移民の労働力が異常に低い賃金で雇われたこと、スト破りとして利用されたことで自らの雇用や労働の条件・環境が脅かされていると感じていたからであった。だから、彼らにとって移民制限は重要な課題となった。しかし、それが特定の人種や民族を排除しようとするような方法である必要はなかったはずである。

それでは、19世紀後半より人種差別的な移民制限が行われ始めたのはなぜか。従来の研究が示す通り、移民の制限を要求した主要なアクターはたしかに労働組合勢力である。しかし、労働者がなぜ、人種・民族的な理由に基づく移民制限を要求したのか、すなわち、国民のカテゴリーから特定の人種や民族を排除しようとしたのかについては明らかになっていない。

そこで、本研究ではトーピーらと同じく移民政策と国民秩序形成との関係に注目しつつ、19世紀後半のアメリカで、いかにして国民秩序が形成されてきたのかについて考えることとしたい。そのために本稿では、労働組合勢力が人種や民族の違いに基づいた移民政策を主導したという従来の研究が、はたしてどの程度の妥当性を持つのかを明らかにすることを目的とする。そこで、はじめて白人の移民に問題意識が向けられ、制限対象とされた契約労働者禁止法が形成される過程に注目し、移民政策が形成された要因と、関係各アクターが持っていた国民秩序観を明らかにすることで、この課題にこたえたい。

本稿の構成は以下のようになっている。まず、第2節にて19世紀から20世紀にかけてのアメリカの移民政策に関する先行研究を検討することで、従来の研究では明らかにされてこなかった点を明らかにし、本研究のねらいと意義を示す。第3節では本研究が注目する契約労働者禁止法が作られる以前までに形成されてきた国民秩序を理解するために、アメリカで初めて連邦による本格的な移民政策がとられ始めた南北戦争以降に行われた移民や国民に関する一連の政治の過程を確認する。そして第4節で契約労働者禁止法が政治課題として浮上してくる背景を示す。ヨーロッパからやってくる移民がどのようにして問題視され、その解決法である政策案が提案されてきたのかをここで確認される。続く第5章にて課題と

して浮上した契約労働者としての移民の入国制限が法案化され、審議されていく過程に注目し、何が争点となり、どのような議論が交わされたのかを確かめる。そして、その過程に登場するそれぞれの言説を分析することで、労働組合を初めとした各アクターの移民に関する態度を探る。最後に結論として議論を振り返り、アメリカ国内の各アクターがどのような国民秩序観を持って移民に対してどのような態度をとっていたのかについて論じる。当時人種を理由に排除されていた中国人の立場と比較して、白人移民が国民秩序の中でどのように位置づけられていたのかが明らかになるだろう。

2. 先行研究の検討と本稿の意義

2.1. 世紀転換期のアメリカとナショナリズム

アメリカのナショナリズム研究では 19 世紀後半から 20 世紀初頭にかけての世紀転換期が重要な時期であるとして、よく注目されている。19 世紀末より急激な社会変化が起こりながら大量消費社会に突入し、大都市が誕生してくるこの時代、アメリカ人たちは社会の秩序を改めて問い直す必要に迫られた。加えて、米西戦争による植民地の獲得など帝国主義の時代が始まっていたことから、それぞれの地域社会を超えて、ひとつの国民国家としての一体感を形成するための国民秩序を形成する必要が生じていたのであった⁸。

コーンが指摘するように「自由」や「共和主義」といった普遍的な概念によって成立していたシビックなアメリカのナショナリズム⁹は、この時期に発見された「社会的なもの」のフィルターを通じて再解釈されることになる¹⁰。それまで、構成員たる国民の資格は、基本的には誰にでも平等に、要件なしに与えられてきた¹¹。しかし 20 世紀に入ると革新主義の影響を受けて、個人を超えた「社会」が発見され、それを守るものが是とされるようになった結果、社会を守るために国家によって選ばれた人々にのみ、その資格が与えられるようになった。この時、シビックな国民秩序への包摂によってそれまで不問にされていた人種・民族的特性を排除したり、時には利用したりしながら新たな国民秩序が作られていったのであった。

2.2. 地域・社会への関心

多くの研究では世紀転換期の移民政策の展開は移民に

よってもたらされる「社会」の問題と密接な関わりを持っていたため、特定の地域をケースとした研究スタイルをとっている。都市化によって破壊されつつあるコミュニティを再構築していく過程で、移民がどう包摂、あるいは排除されてきて、社会的にどのような人種秩序が構築されたのかが主要な関心である。こうした研究は特定の地域社会への関心が高い一方で、連邦、国家への関心は低く、あまり論じられてこなかった。建国よりずっと他国に比べて多くの権限を持ち、また、移民が同化していく場となる社会、コミュニティが移民の国民秩序への包摂、ナショナリズムにとって重要な役割を果たしたのは事実である。たとえば松本は、知識人や政治家などが行う上からのナショナリズムに関する研究ではなく、実際の生活のレベルにおいて人々の間にナショナリズムがいかにして受け入れられ、進められていったのかが検討されねばならないと指摘し、「他者」意識の形成過程にとって重要なのは政治ではなく、社会・コミュニティレベルでの分析であると論じている¹²。

しかし、国民国家において誰を、どういった理由で国民として認め、あるいは認めないのかという決定を下すのはやはり国家であり¹³、その決定が下される場は連邦政治の場である。従来のアメリカの移民に関する研究では、こうした国家と移民との関係は十分明らかにされてこなかったといえるだろう。

2.3. アジア系移民への関心

連邦政治としての扱われ方の少ない移民研究の分野であるが、中国人や日本人といったアジア系移民に関する研究では連邦政治に注目した分析も行われている。特に貴堂の中国人移民に関する研究は、社会と連邦政治との両方のレベルにおける分析が行われており、社会のみならず、再建期以降の連邦政治でとられた移民に関わる政策の変遷と中国人を排除していった国民秩序との関係が詳細に描かれている¹⁴。中国人や日本人といったアジア系移民への関心が高い理由は、移民政策が形成される過程において、彼らが他の移民にくらべていち早く規制対象として国民のカテゴリーから排除されたからであると考えられる。1920 年代の人種的偏見に基づく移民制限法が議論されるよりも 40 年も早くに、中国人をはじめとしたモンゴロイドの人々に対する排外感情が高まっており、数々の制限立法が成立し、国民として排除されていった。他の移民が排除される過程と比較して特殊な経

緯をもつアジア人は研究者の関心を集めることとなったのである。

一方、1920年代に入って排除されることになるヨーロッパからきた東南欧系の白人移民については、これまであまり注目されてこなかった。東南欧系の移民に関する研究の関心は主に、彼らがアジア人やメキシコ人移民を非白人であると国民秩序の中から排除されるよう戦略的に働きかけることによって自らの白人性をアピールし、国民秩序の中に包摂されようと試みる側面に向けられてきたといえる。この時期の国民秩序への包摂にとって重要であったのは「白人」であるか否かであり、その「白人」が誰であるのかについて問われ直された¹⁵。従って、「白人」として認められることを目指す移民側の行動は、当時の国民秩序を理解するための重要な要素である。東南欧系の移民は1924年の立法においても結局、帰化不能とみなされたアジア人と比べると制限は比較的ゆるやかであったために国民秩序からの排除よりも、包摂の側面に研究上の関心が集められている。しかしその結果、東南欧系移民への既存のアメリカ人らの態度については十分に明らかにされておらず、アメリカ人らの「我々」意識における位置づけは不明なままとなっている。

2.4. 本稿の目的と意義

これまで、手短かにはあるが、アメリカの移民に関する従来の研究の検討を行ってきた。その結果、研究対象の単位としては特定の地域や社会への関心が大きく、国家不在の研究が進められてきたこと、対象となる移民においては中国人を初めとしたアジア人移民への関心が高く、東南欧系の白人移民が排除される過程については明らかにされてこなかったことが確認できた。

これに対して、本研究の関心である国民秩序とは国家単位で形成されるナショナリズムであるために、理解するためには、連邦政治の場で移民がいかに扱われてきたのかを問わねばならない。またその際、移民を通じて「我々」の構成員たる国民がどのようなものであると議論され、政策が形成されたのかを問う本研究では、移民側ではなく、既存のアメリカ人側の態度を分析の対象とせねばならないのである。そこで本研究がその対象とするのは、これまで研究の対象とされてこなかった東南欧系の白人移民が国民秩序から排除される過程である。建国よりずっと、黒人への差別感情が存在していた「白

人の国」アメリカでは、肌の黄色いアジア人は白人ではないとの理由から排除されやすい立場にあった。一方の東南欧系の移民は人種としては白人に属するためにアジア人のように容易に排除することはできず、「他者」として排除するには別の方法で正当化を試みなければならなかった。そのため、それまで白人であることと同一視されていた国民概念がより狭義に捉え直されていくこととなる。本研究はこうしたこれまでに注目されてこなかった側面に注目することで、国民秩序のより詳細な構造とその形成過程を明らかにできるものであるといえるだろう。

3. 再建期の人種秩序の再編成

建国以降アメリカでは、ヨーロッパとは異なる自由と平等の国であるとの自己認識を持ってきた。しかし一方では、奴隷制度にみられるように、その内実には黒人と白人とを区別し、黒人を劣等人種であるとみなして国民のカテゴリーの外に位置づけるという人種的偏見に基づく国民秩序が存在していたことはよく知られている。こうした国民秩序に変化を与える契機となったのが南北戦争であった。アメリカ合衆国という国家の在り方をめぐって争われたこの内紛は奴隷制の是非についても問うことになったため、北部の勝利におわった戦後の再建期には、解放された黒人奴隷を国民秩序へ包摂することが重要な政治課題として浮上した。その結果、再建期のアメリカでは、国民秩序を問う政治が開始されることとなった。また、南北戦争は、従来、州が大きな権限を有しており、帰化や市民権の取得に関する権限を事実上独占していたために連邦市民権なる概念が誕生しなかったアメリカにおいて¹⁶、これらの権限を連邦にみとめることで連邦市民権、すなわち「アメリカ国民」を形成する契機ともなったのである¹⁷。

カラブライントな人種秩序を目指した共和党によって主導されたこの国民形成・国民秩序の再編過程は数々の議論を呼び起こすことになったのであるが、結論から述べるとそれは不完全に終わることとなる。南北戦争で争われた黒人については当初の方略通り、国民として市民権を与えることに成功する。しかし一方で中国人は帰化不能な劣等人種として国民秩序の中から排除され、「我々」である国民の「他者」として位置づけられるようになった。以下、こうした中国人を人種的理由によっ

て排除する国民秩序がどのように、そしてどのような要因によって形成されてきたのかについて論じていく¹⁸。

再建期以降の国民秩序を理解するためにはまず、南北戦争が開始される以前の中国人移民の状況を知っておかねばならない¹⁹。アメリカを含む環太平洋地域では19世紀初頭より、苦力とよばれる中国人移民が増加していた。苦力とは中国人の出稼ぎ労働者であるが、労働契約を結ぶ際に脅迫を行ったり、劣悪な環境下での航行や労働の強要、虐待を行ったりと、当時、国際的に厳しい目を向けられ始めていた黒人に代わる奴隷のような存在として扱われていた人々である。こうした苦力の存在は19世紀の半ばになって問題視されるようになる。1855年にイギリスが奴隷制度との決別を宣言し、苦力を禁止したことに影響を受けて「自由の国」たるアメリカでも苦力は実質上の奴隷であるために禁止されるべきだとの議論がなされ、1862年には苦力禁止法が制定される。苦力禁止法によってアメリカは自由貿易・自由労働イデオロギーに基づいた国であるとの姿勢を国際社会に示したのである。

再建期においても共和党が主導するアメリカは奴隷解放を行い、自由労働イデオロギーを徹底させていく。この時重要な政治課題として現れたのが、解放された黒人を国民秩序の中に包摂し、公民権を保証することであった。というのも、南部にはいまだ根強い黒人蔑視のムードが漂っており、彼らが再建を終えて政治の舞台へと舞い戻った時に、再び黒人を劣等人種として奴隷的存在に陥れようとする危険があったためである²⁰。そこで共和党はリベラルな人種秩序を形成するべく憲法修正第13条（1865）、公民権法（1866）、憲法修正第14条（1868）を制定させていく。修正第13条では奴隷貿易の禁止が、公民権法では人種にかかわらず、すべての人に対する法の下での平等と公民権とを保障することが定められ、修正第14条によってこれは憲法化されることになった。

この過程で争点となったのが中国人移民である。南北戦争の経験から黒人を国民秩序の中に包摂することに関して批判は起こらなかった一方で、黄色い肌を持ち、白人とも黒人とも分類し兼ねる中国人に関しては議会内外から包摂すべきではないとの声が上がった²¹。特に、中国人移民が多く生活していた西部の都市では白人労働者と競合関係にあることから排斥の声が大きく上がった。しかし、こうした排斥の声に対して共和党は人種的偏見に基づいた差別を行うべきでないとの姿勢を示し、カ

ラブラインドな国民秩序を進めていった。一連の立法の成立にとって共和党の強力なリーダーシップが重要な役割を果たしたといえよう。

だが、1866年に苦力禁止法に違反して入国、労働していた中国人労働者が発見されたことで、中国人に対する世間の風当たりはさらにきつくなる。中国人は苦力すなわち、アメリカがかつてない規模の内乱を経て克服したはずの奴隷労働と結びつけてイメージされるようになったのである。さらに、それまで主に西部での雇用が多かった中国人労働者が1870年に東部のマサチューセッツ州ノースアダムズでスト破り要員として導入されることとなった。労働運動の盛んだった東部において、白人労働者とは違って、組合に加入しようとせず既存の労働者勢力を困らせた中国人労働者は、労働者、そして彼らを支持基盤とし、白人による統治の復活を目論む民主党の議員たちにとってまさしく資本家の手先として映ったのであった。結果、中国人に関する問題は西部を超えて東部各地でチープ・レイバー、不自由労働者、奴隷労働者のイメージと結びつけて取りあげられるようになっていき、次第に共和党議員の中にまでも中国人移民を国民秩序の中に包摂することについて疑問の声が生じるようになったのであった。

その後憲法修正15条では「人種、肌の色、あるいは過去における隷属の状態」による市民権の剥奪を禁止するよう、カラブラインドな路線を継続させることができたが、民主党、共和党の両党から中国人を包摂することに対する抵抗感が消えたわけではなかった。67年から70年にかけて南部諸州が連邦に復帰し、民主党と共和党の攻防が激化したことが影響し、この抵抗感は1870年から始まる帰化法改正の議論において露になる。大量の移民が到着する都市部で行われたマシーン政治によって政治腐敗が起こっていたことが問題視された結果、市民権付与のあり方、帰化について議論が行われることになった。そこで争点となったのが中国人移民に帰化を認めるか否かであった。議会ではこれまでカラブラインドな国民秩序の形成を目指してきた共和党内部からも中国人を、共和主義を理解できない劣等人種であることを理由として帰化を認めるべきではないとの意見が出たのである²²。サムナー議員を中心とした共和党急進派は、中国人を国民として迎え入れることが自由な国アメリカの使命であると訴えかけたものの、結局、帰化法は従来の「自由な白人」に加えて「アフリカ人ならびに

その子孫たる外国人」をその対象と定め、中国人については触れないままとなった²³。この過程ではカラブラインドな国民秩序を進めてきた共和党の立場が変わりつつあることが表されており、以降、民主党との政治的勢力が拮抗してくるにつれて両党の立場は近似していくようになる。

そして1876年、中国人移民の規制を目的とした調査が議会によって始められ²⁴、中国人が人種的な理由から、アメリカの文化に同化する事が不可能であり、共和主義の精神を理解できないことが「科学的」に証明される。この調査を根拠に中国人移民規制の動きは加速し、1882年の排華移民法が制定され、帰化不能外国人として中国人が「我々」である国民の外側、「他者」に位置づけられるようになったのである。

中国人が国民に対する「他者」として位置づけられた過程についてこれまでみてきたが、この過程に最も影響を与えたのは共和党の政治的立ち位置であったといえるだろう。再建期の国民秩序をめぐる政治が始まる以前より、労働者の間には競合関係にある中国人移民に対する排外感情は存在していた²⁵。それにも関わらず、南部の連邦離脱によって圧倒的に優位な立場にあった共和党は労働者らの要求を押し切ってまでもカラブラインドな国民秩序の形成を行うことができたのであった。しかし、南部が連邦に復帰し、加えて労働者の数が全国的に増大したことによって民主党の勢力が共和党に拮抗するようになると、共和党も労働者の要求を無視することはできず、結局は中国人をその人種を根拠として帰化不能であるとの烙印を押し、国民秩序の外側へと追いやることとなったのである。

そして本稿との関係で指摘しておかねばならないのは、中国人が国民のカテゴリーから排除される時に、科学的な調査結果がその根拠として使われたということである。こうした優生学的な調査は1917年、1924年の移民制限法でも人種秩序の形成に使われる手段であるが、1876年の時点ですでに、使われていたことが確認できる。

また、中国人移民がこうして科学的な知見に基づいて人種を理由として排除された一方で、同じように契約労働者として存在していた白人移民については制限はおろか、その議論すら起こらなかったことも確認しておきたい。つまり、この時期の国民秩序は白人と黒人とはそれぞれがどのようなものであれ自由移民として認められ、国民

として包摂される一方、中国人は自由移民であれどもその人種を理由として排除されるというものであった。

4. 白人移民規制の始まり

前節では、南北戦争後に国民とはだれかをめぐる議論が行われるなかで、中国人がそのカテゴリーから排除されてきた過程を確認してきたが、1880年代になるとそれまで見逃されてきた白人の移民にも制限の手が伸びることとなった。規制は、当時の白人移民の大部分が労働者として入国してきていたことから、1885年の契約労働者禁止法として実現することとなる。以下、契約労働者の入国制限が政治的課題として登場してきた背景をみていく。

4.1. 契約労働者の問題化

移民問題の顕在化の背景には移民の飛躍的な数の増加と質の変化、加えて繰り返す不況によって高まった失業率の増加が存在する。南北戦争が始まって以降のアメリカにはそれまでにないほどの規模の移民が押し寄せたことはよく知られている。19世紀後半に押し寄せた移民の数は1,400万人にも及んでおり、とりわけ1880年から1884年の5年間には300万人にまで上っている²⁶。

さらに、彼らの大多数は1880年代以前に主流を占めていた西欧系とは異なり、比較的貧しく経済・文化的に発展していないとみなされていた東南欧系の国々からの移民であった²⁷。彼らは特定の熟練技術を持たず都市部の非熟練労働者として集中したために、都市部・賃金労働者人口に占める比重は移民数の増加とともに、高まっていった²⁸。

こうした移民の量的な、そして質的な変化は労働者に焦りと危機感とを与えることになる。南北戦争後のアメリカでは第二次産業革命とよばれるように、産業上の技術革新が起こり、生産過程の機械化が進められたため、従来アメリカ人が担っていた熟練労働力の需要が低下し、企業はより低い賃金で雇うことの出来る移民の非熟練労働力を好むようになっていったのである。さらに、1873年から繰り返す不況の波は激しい労使対立を起こさせ、各地でストライキが行われた。低賃金で雇用できる移民労働者はスト破り要員としても使用された。その結果、都市部の主要産業ではそれぞれ半数以上を移民労働者が占めるようになった²⁹。

つまり、この時期の移民労働者は既存の労働者たちにとって、自分たちの雇用を脅かす敵として映ることとなったのである。東南欧からの移民はそれまでの西欧系移民とは違い、労働組合に馴染む文化を持っていなかったこと、英語を話す能力が乏しく、職場においてコミュニケーションが取ることができなかったこともこうした危機感を増長させる要因となった。1880年代の初頭には労働者はすでに移民労働者への嫌悪感を持っており、例えば1881年に労働騎士団に加入していたある組合は、自らがヨーロッパからくる貧しい労働者、チープ・レイバーとの競合関係にあることが問題であると述べている³⁰。同様の指摘は労働騎士団内外から噴出した。

この時期、労働者以外にも知識人層もまた、移民を問題視し始めていた。1870年代より続く度重なる不況は1880年代になって知識人層のなかに、それまでアメリカが是としてきた自由と平等がもたらした結果に疑問を抱かせるようになった³¹。都市部に押し寄せた大量の移民がスラムを形成し、治安を悪化させたことで、彼らは貧困や不潔、暴力のイメージと結びつけられて語られるようになる。実際に1880年代のアメリカでは都市部のギャングやマフィアによって治安が悪化しており、ユダヤ系移民やイタリア系移民がその構成員となっていた。こうした治安の悪化にエドワード・ミラーの『顧みれば』『平等』等に見られるように、知識人層は移民が既存のアメリカの社会秩序に与える影響に警鐘をならした。また、新聞各社も同様に移民と社会秩序との問題を取り上げ、1885年には「社会問題」という言葉が流行語になるにまで至った³²。このように、社会一般的にも大量の、そして異質な東南欧の移民を問題視するムードは形成されていたのである。

4.2. 移民問題への対応

それでは、それぞれのアクターたちは移民問題について、いかなる方策を取ろうとしたのだろうか。移民を最も問題視し、対応すべく政策案を提案したのは労働者であったが、彼らの立場は大きく2つに分類できる。ひとつは移民送出国や入国してきた移民に対して適切な情報を与えることによって問題を解決しようとする立場である。アメリカニゼーションを通じた同化運動や、潜在的移民数の減少、労働力の適正配分を目指す立場がこれに分類される。もうひとつは、入国してくる移民を国境上で制限しようとする立場である。本稿では前者を分配・

包摂型、後者を規制・排除型とよぶこととする。

職能別組合・FOTUL による契約労働者の入国阻止

1881年、葉巻製造工のS. ゴンパーズを中心として職能別組合からなる組合連合体、組織職能・労働組合連盟（以下、略称FOTULと明記する）が結成された。職能別組合の利益を代表する組織が存在しなかったアメリカに初めてできたこの組合連合体は、労働騎士団の内外からさまざまな団体を集めた。FOTULは1881年の第一回の集会で、白人移民が自分たちの労働生活を脅かしていることを問題視し、彼らの雇用形態に着目して契約労働者の入国禁止を提案、12月にこの提案はFOTULの基本路線として正式に認められることとなった³³。しかし、発足したばかりで活動基盤も十分でなかった団体だったために、1881年以降、各団体の集会への参加率は低下するばかりか、実現のための活動を行う余裕はないままであった。

労働騎士団らによる労働力の適正配分

一方、労働者勢力において最大の勢力である労働騎士団は移民労働者、移民送出国の潜在的な移民の双方に労働市場の適切な情報を与えることで労働力の適正配分を行い、過剰供給を防ごうと試みた。従って、労働騎士団の要求は労働者の入国制限ではなく、適切な情報を供給できる労働局・移民局の設置であった³⁴。労働騎士団の代表のT. パウダリーは1884年の時点で、移民のナショナリティに関わらず、アメリカの労働市場の情報をヨーロッパの労働組合を通じて伝えることで移民してこようとする意欲を減らすことが重要であると述べ、実際に試みている³⁵。労働騎士団以外にも全国労働者同盟(NLU)や非熟練労働者を含む他の組合も同様に、労働力の配分が重要であると認識していた³⁶。

このように、一口に労働者といっても、提案する政策案には違いが見られた。しかし、当時の労働運動において労働騎士団が圧倒的な主導権を握っていたことから、全体としては規制・排除型よりも配分・包摂型の政策案が影響力をもつこととなった。また、政治的な働きかけを行うまでにはいかないものの、移民を問題視していた都市部の知識人層は教会や婦人会といったコミュニティを通じた様々なセトルメント活動を通じて彼らにアメリカニゼーションを施し、国民として包摂しようとしていたこともここで指摘しておきたい³⁷。

4.3. 政治の場での移民問題

移民・移民労働者に関する政治的な議論が行われた場は教育および労働に関する委員会である。この委員会には民主党・共和党の各議員の他に、関係者として労働者や専門家が参加していた。当時の政治状況は南部が政治復帰した後と変わらず、民主党と共和党との勢力が拮抗していたために、人口の多数を占める労働者の要求は達成されやすい状況にあった。実際、多くの州では企業からの反対を押し切って、8時間労働制や職場環境の改善等、さまざまな要求が立法化を達成したが、これは連邦政治の場においても同様であった³⁸。

そのような状況の中、1883年の教育および労働に関する委員会の公聴会でFOTULが労働者の代表として証言を行ったことを契機として³⁹、移民労働者の入国制限が政治課題として浮上する。FOTULの中でも、とりわけ当時労使対立が激化していた砂糖製造業の団体が中心となって、契約労働者がスト破りやチープ・レイバーとして利用され労働者の生活を脅かす存在であることを指摘し、彼らの入国を禁止するよう要求した。この時期は1884年の選挙を前年に控えていた時期でもあったため、彼らの要求はすぐに議員らに受け入れられた。

こうした動きを受けて労働騎士団も1883年には契約労働者の入国禁止に関心を示すようになり、同年の年次大会で正式に支持を決定した⁴⁰。従来、労働騎士団がとってきた労働力の配分方針がうまくいかないままであったこと、1883年に不況が生じたことがこの決定を後押しした。

以上、民主党と共和党との勢力拮抗状態に加えて、大統領選挙を控えていたという労働者にとって非常によい状況にあったために、政策形成の場が用意されたことを確認した。そして、FOTULに政策課題とその解決法が提示される事によって契約労働者の入国制限が現実的な課題として共有されていったことがわかった。

ただし留意しておきたいのは、労働騎士団が当初提示していた労働力の適正配分の路線が完全に途絶えたわけではなく、平行して進められていたということである。1883年に公聴会にて入国制限を要求したFOTULも、1884年には各地に労働力配分の機関を作るべきであるとの認識を明らかにしているのであった⁴¹。

5. 契約労働者禁止法の成立過程と争点

5.1. 法案の成立

1883年の委員会での公聴会以降、労働騎士団の全面的な支持のもとで契約労働者禁止法案が形成されていく⁴²。その中でもとくに精力的に取り組んだのは、熟練労働者であるガラス工らのグループであった。1884年1月には職能別組合のスポークスマンとして活動していたフォーラン議員によって法案が提出された。委員会でもやはりガラス工組合が中心となって法案を支持し、契約労働に関する数々の証言や証拠を提出した⁴³。そして同年7月19日には委員会を通過し、議論の場は下院議会に移った。下院では3つの修正が加えられるがこれらはどれも例外規定に関するもので、法案の内容について修正が行われることはなかった。したがって、下院でもほぼ原法案のまま通過することができた。その後、上院では委員会を修正なしに通過するものの、会期切れによって議会では一度、成立を逃した。しかし1885年2月中旬には再度審議が行われ、ここでもまたほとんど修正を受けることなしに上院を通過、成立することとなった。

5.2. 争点構造

以上のように、契約労働者の入国を禁止する法案が出され、1885年に契約労働者禁止法として成立するに至るまでの過程において、議論は主に、何が例外規定として認められるかという方向に向けられた。加えられた例外規定ではアメリカに存在しない新産業や親族を助ける目的での契約労働者の使用、アメリカに入国した後の労働者との労働契約が認められたのみであり、どれも同法の目的である契約労働者の入国禁止について異議を申し立てるものとはなっていない。

しかし、上院では同法の成立について批判的な意見が登場する。デラウェア州のパヤール議員は同法に対して、契約労働者の実体がそもそも十分明らかになっていないことを指摘し、契約労働制度は労働者を奴隷的状况におくような不当な契約を行うものではないために禁止するべきではないと主張した。また、そういった正当な契約に基づくのであれば海外から労働者を連れてくることは雇用者にとって当然の権利であるとも述べている⁴⁴。これが同法の成立に対するほとんど唯一の批判であるが、労働騎士団の協力のもとニューハンプシャー出身のブレア議員によってボスやギャングなどの労働者供給業者の

もとで多くの貧しい非熟練労働者が契約労働者として入国させられている例に加えて、イギリスのような工業発展国からも熟練労働者が契約労働制度のもと雇用されている例を示し、彼らが既存の労働者の雇用を脅かしているために規制するべきであると述べた⁴⁵。ここでバヤール議員は契約が正当なものであるか否かを争点としようと試みたのであるが、ブレア議員は契約の不当性を示しつつも、労働者の雇用を保護することを目的にその正当性に関わらず契約労働者の入国が禁止されるべきであると主張した。

このように、契約労働者禁止法が成立するまでの議論では、契約の正当性や労働者の権利保護を行うべきかに関する議論は行われたものの、その中で、特定の人種や民族を排除するべきか否かに争点が向けられることはなかった。これには、議員たちに同法が苦力禁止法と類似するものであると認識されたことが起因していると考えられる。もともと熟練労働者らが自らの雇用を脅かす存在である熟練の契約労働者の募集活動を禁止するために提案された同法案であるが、労働騎士団の参加によってスト破りやチープ・レイバーとして使われる非熟練労働者も同じ契約労働者禁止法によって禁止しようとしたために、委員会を経て下院で議論されるようになる頃には、同法は奴隷的な労働を禁止する苦力禁止法の類似法であると議員たちに認識されるようになっていた⁴⁶。

ただし後述するように、下院審議において議員らは同法案が規制しようとしているのが東南欧系の移民であるとの認識のもと、彼らが持つ国民性が数々の問題を引き起こしているとの見方を示している⁴⁷。これに対して労働者側は否定し、同法の目的はあくまでも契約労働者の規制であって特定の国や民族にたいする規制を行おうとするものでないと述べた。

従って、下院議会での審議以降、同法案は反奴隷労働のイデオロギーに支えられて民主党、共和党の両党から支持を得ていくことになる。民主党には労働者の代表として彼らの利益を守るという目的が、共和党には南北戦争を通して勝ち取った反奴隷・自由労働イデオロギーを守るという目的があった。だから、多少の修正は加えられたものの基本的に同法案に対する批判は契約労働者の存在の不明確さと労働者を保護することに向けられ、契約労働者の存在が証明されたこと、当時の政治の場において労働者勢力の影響力が強かったことによって、同法案はほとんど原案のまま通過することが出来たので

あった。

この過程で最大の反対派勢力となるはずの経営者側からも批判は生じなかった。経営者らは保護関税の導入と引き換えに、労働者側の要求である契約労働者禁止法の成立を認めようと考えたためである⁴⁸。1881年の労使間で交わされたこの協力の約束は、1883年の不況の影響を受けて対立が深まり労働者側より破棄されることになるが経営者らは1885年に法案が成立するまで反対の姿勢を示すことはなかった。

5.3. 各アクターの人種・国民観

従来、世紀転換期のアメリカの移民政策上では労働者勢力が主導して規制を要求した結果、人種的偏見や差別に基づいた入国制限が行われるようになったと説明されてきたが、契約労働者禁止法の成立過程についてみれば、これは誤った認識であることがわかる。東南欧系の移民が問題として浮上してきた段階で、労働者たちは彼らが失業率の増加や職場環境の悪化等の問題を引き起こしているとの認識を持っていた。しかし、入国の制限を要求する段階になって彼らが規制しようとしたのは契約労働制度という雇用形態に関してであり、移民の出身国や民族的な属性による規制を行おうとはしなかった。むしろ、人種や職種に関わらず全ての労働者の団結を試みる労働騎士団に加えて、後に AFL として排外主義的な態度をとるようになる FOTUL の間でも東南欧系の移民を組織の一員として加入することを認めていたのであった。竹田は、労働騎士団のみならず AFL にも結成当初は自由労働イデオロギーが共有されていたと述べている⁴⁹。

また、法律制定後、入国制限が実施されるにあたって労働騎士団や FOTUL らは取り締まりのための行政職員を増員するよう要求するようになるが、この時にも契約労働制度やチープ・レイバーらの排除が目的であることが強調され、やはり国民性・民族性に関する言説はみられない⁵⁰。さらに、同法が施行されて以降も主に労働騎士団によって、移民局を初めとした情報提供機関を形成することで労働力の適正配分を行い、問題を解決していく方策は続けられていった。

つまり、この時期の労働者たちは移民の契約労働制度については規制・排除を行うべきであるとの立場に立ちながらも、人種については労働力の適正な配分によってアメリカ文化への包摂が行われるべきであるとの態度をとっていたのである。また、この時期に同じく東南欧系

の移民を問題視していた都市の市民、知識人層の間でも人種的理由による国民秩序からの排除は考えられていなかった。アメリカ社会の各所でセツルメント活動が盛んになり、異質な文化をもつ移民たちにアメリカの文化が教え込まれていったのである。

この時期、移民の出身国や民族的な出自を問題としたのは労働者よりもむしろ議員たちであった。下院委員会を通過して下院本議会へと上程された時、同法案が苦力禁止法の類似法であると議員らに認識されるようになったことは先述の通りである。この時、移民とチープ・レイバー、貧困、不潔、治安の悪さといった悪いイメージが結びつけられて語られるようになったのであるが、議員らはここにさらに移民の出身国・民族的属性を結びつけようとした。下院の審議の中では移民の人種の属性を非難するような言説が多く登場するようになる⁵¹。

これに対して労働者の側は上院にて、同法は移民の貧しさや人種的な出自を問題としているのではなく、彼らの雇用を脅かす契約労働制度を問題としているのであると議員らの解釈を否定している。バイール議員から契約労働者の存在の証明を求められた時、イタリアやロシアのみならず工業発展国であるロンドンから入国してきた契約労働者をその例としてあげたことは、同法が移民を特定の人種や民族的出自と関係なく制限することを議員たちに宣言する機会となったのである⁵²。

結局、人種的差異を非難した議員らから新たなアイデアが出されたというわけでもなかったため、同法は熟練、非熟練、そして移民の人種・民族的出自を問わずに契約労働制度という雇用の形態に基づく移民を禁止するものとして成立することになる。しかし、その審議の過程で議員らの中から特定の人種・民族に対する嫌悪感がみられ、さらにそれを根拠として移民を制限するべきであるという議論がなされたことには注意しておきたい。こうした人種・民族を理由とした移民の入国制限について議会から批判が生じることがなかったことも重要である。つまり、議会においてはこの時点で貧困と治安悪化とは東南欧系移民の人種・民族的特性によって引き起こされるものであると、そして、だからこそ東南欧系移民は「他者」として「我々」である国民のカテゴリーから排除されてしかるべきであるとの認識が共有されていたのであった。

6. おわりに

ここまで、アメリカの国民秩序の形成過程をより深く理解するために、初めて白人移民に対して規制を行うようになった1885年の契約労働者禁止法が形成される過程に注目し、その際にいかにして規制が正当化されてきたのか、そしてどのような制限が行われることになったのかについて論じてきた。どういった種類の移民を、どのようにして規制するのかという判断は、誰を「我々」である国民の中に包摂し、誰を国民とはなれない「他者」として排除するのかという国民秩序を反映する。

契約労働者禁止法が課題として登場し、法案が作られ成立するまでの過程を検討して分かることは、主導者たる労働者の側からは移民の人種・民族的属性に基づく制限が要求されることはなかったということである。もちろん、当時、東南欧系の移民が急増したことは労働者たちも実感しており、文化の違いに戸惑いを抱いたり、職場における問題の数々が彼らによって引き起こされているのではないかと考えたりしていた。だが、移民を制限する段階になって労働者らは「他者」として位置づけられるのは特定の人種・民族的属性をもつ者ではなく、契約労働者という彼らの雇用・労働を脅かす者であると考えたのである。

東南欧系の移民の国民秩序内におけるこの位置づけられ方は、第3節で論じた中国人移民と大きく異なっている。中国人移民は白人労働者が問題となるよりも10年も前に人種、民族的属性が問題視され始め、契約労働者禁止法が成立する3年前には人種を理由として「他者」として位置づけられるようになったという先例になったにも関わらず、同様の文脈で問題視されはじめた白人の移民が人種、民族的属性による排除を受けなかったのは対照的である。

従来の研究では1920年代に至るまでの移民政策の過程において主導的役割を果たしたのは労働者勢力であるといわれてきた。しかし、本研究で明らかになったのは、たしかに移民制限の立法化を主導したのは労働騎士団や後にAFLとなるFOTULなどの労働者勢力であったが、少なくとも1885年までの時点では、彼らの要求は自らの雇用と労働環境を守ろうとする純粋な経済的動機に基づくものであり、特定の人種や民族を排除しようと試みていたわけではなかったということである。従って、1917年の移民法でみられるようになる特定の人種や民

族的特性を理由とした制限方法を要求してもいなかった。この時期の労働者勢力がイメージしていた国民秩序では「我々」には白人と黒人が、「他者」にはモンゴロイドが想定されており、白人の中には線引きが行われておらず適切な情報を与えられることで同化を経て「我々」となることが可能であると考えられていたといえるだろう。議会において人種、民族を理由としてこの法案の正当性が支持されようとした時、労働者らはその誤りを指摘して人種、民族に関わらない制限であると宣言した。そして、同法が成立して施行されてからも、移民労働力の適正配分を行う行政機関の設置を要求し続け、同化を試みていたことがその証しである。

本研究で得られたこの知見は、従来の研究で想定されていた国民秩序の形成過程に修正の必要があることを示している。1920年代に至るまでに特定の人種、民族を排除するような国民秩序はなぜ作られるようになったのか、人種主義的な移民政策を主導したのは果たして本当に労働者勢力だったのかは改めて問い直されなければならない。さらに、これまでの研究が指摘するように主導したのが労働者勢力であるとした場合でも、彼らの要求がなぜ変化していったのかが問われなければならないだろう。これらの問いにこたえることは紙幅の都合上、別の機会に譲りたいが、本研究は激動の時代である世紀転換期のアメリカで形成された国民秩序の形成過程に関する研究に重要な視点を提供できたように思われる。中国人移民に対して閉じられ始めた「黄金の門」は白人移民に対してはまだ開かれていた。この門が閉じられることとなった要因を探ることで、本来アメリカが行ってきたはずのシビックなナショナリズムと、この後行われることとなるエスノ・レイシャルなナショナリズムとの関係が明らかになるだろう。

注

- ¹ アメリカの特殊なナショナリズムはアメリカニズムと呼ばれ、これまでに多くの研究で取りあげられてきた。例えば古矢旬『アメリカニズム：「普遍国家」のナショナリズム』東京大学出版会、2002、p. 89。Eric Foner, *The Story of American Freedom*, W. W. Norton & Company, 1999。また、これまでの研究の整理については中野耕太郎『20世紀アメリカ国民秩序の形成』名古屋大学出版、2015に詳しい。
- ² 移民政策の変遷については以下を参照。加藤洋子『「人の移動」のアメリカ史：移動規制から読み解く国家基盤の形成と変容』彩流社、2014、Gary Gerstie, *Liberty, Coercion and the Making of Americans*, *Journal of American History*, 84, 1997, pp. 524-558
- ³ トーピーは近代以降、国家が国民の移動を管理しその権限を独占していることに注目して、国境の取り締まりを行う国家の機能によって国民という共同体が形成されてきたことをフランスの歴史から示している。J. トーピー『パスポートの発明』（藤川隆男訳）法政大学出版局、2008： *The Invention of the Passport: Surveillance, Citizenship and the State*, Cambridge University Press, 2000。他、こうした研究の例としては陳天璽、大西広之ほか編『パスポート学』北海道大学出版会、2016。Martin A. Schain, *the politics of immigration in France, Britain, and the United States*, Palgrave Macmillan, 2008。などがある。
- ⁴ 当時の労働状況と移民問題との関係については以下を参照。萩原進「アメリカ資本主義と労資関係」戸塚秀夫・徳永重良編『現代労働問題－労資関係の歴史的動態と構造－』有斐閣、1997
- ⁵ John Higham, *Strangers in the Land: Patterns of American Nativism, 1860-1925*, Rutgers University Press, 2002
- ⁶ 萩原進（1997）
- ⁷ 下斗米秀之「アメリカ 1924 年移民法の制定における経営者団体の取り組み－全国産業協議委員会の『移民会議』（1923 年）の検討を通じて」『社会経済学史』80（1）、2014、p. 15-35
- ⁸ この時期のナショナリズムに関する研究蓄積は数多くあるが、代表的なものとしては以下を参照。John Higham (2002)。Edward G. Hartmann, *The Movement to Americanize the Immigrant*, Columbia University Press, 1948。邦語文献には以下のものがある。中野耕太郎（2015）。松本悠子『創られるアメリカ国民と「他者」：「アメリカ化」時代のシティズンシップ』東京大学出版会、2007
- ⁹ H. Kohn, *THE IDEA OF NATIONALISM: A Study in Its Origins and Background*, The Macmillan Company, 1948。他、同様の議論としては以下を参照のこと。Liah Greenfield, *Nationalism: Five Roads to Modernity*, Harvard University Press, 1993, pp. 397-484
- ¹⁰ 個人主義の伝統が強かったアメリカでは世紀転換期になって初めて個人を超えた「社会的なもの」を発見し、意識するようになる。この「社会的なもの」は移民のスラム街や労働者の処遇などに関わるエスニックな含意を帯びていたため、この時期のナショナリズム・アメリカ化の議論はエスノ・レイシャルな性格を持つようになっていった。詳しくは中野（2015）p. 36-60を参照のこと。
- ¹¹ 基本的には国境を無制限に開いていたアメリカであったが、実際には犯罪者や伝染病患者に対する入国制限は建国時より各州で行われてきた。加藤（2014）p. 126
- ¹² 松本（2007）p. 10-11
- ¹³ トーピーは、入国管理政策は国家が国民を掌握しようとするイメージによって理解されるものであると論じている。トーピー（2000）p. 18-20, 23-29
- ¹⁴ 貴堂嘉之著『アメリカ合衆国と中国人移民－歴史のなかの「移民国家」アメリカ』名古屋大学出版会、2012。他にも中国人移民を扱った研究としては園田節子「北アメリカの華僑・華人研究：アジア系の歴史の創出とその模索」『東南アジア研究』京都大学東南アジア研究所、43（4）、2006、p. 419-436などを参照。
- ¹⁵ 「白人」概念は時代や場所、論じる者によって異なる流動的なものであり、メキシコ人やインド人、東南欧系の人々は常に「白人」と「非白人」との境界線上にいたため、自らの「白人性」を示すために様々な努力を行った。こうした議論はホワイトネス（白人性）研究としてこれまで多くの研究蓄積が残されてきた。たとえば、Mathew Frye Jacobson, *Whiteness of a Different Color: European Immigrants and the Alchemy of Race*, Harvard University Press, 1998。藤川隆男『人種差別の世界史－白人性とは何か？』刀水書房、2011
- ¹⁶ 19世紀半ばまでに帰化法やパスポートに関わる法律が連邦によって制定されていたのだが、実際には連邦の権限が小さかったために帰化や国境を越えた移動に関する権限は州によって独占されることとなっていた。そのため、連邦市民権なる概念は成立せず、人々は州の住人としてのアイデンティティを強くもっていた。トーピー（2000）p. 152。加藤洋子「人の移動規制と州権：南北戦争前のアメリカを中心に」『国際関係研究』日本大学、34（1）、2013、p. 17-29
- ¹⁷ 南北戦争を通じた国家形成、国民形成の議論に関しては以下を参照。長田豊臣『南北戦争と国家』東京大学出版会、1992。特に国民秩序の形成については p. 72-89を参照。
- ¹⁸ 以下の整理は、貴堂（2012）に多く拠っている。
- ¹⁹ 杉原薫「近代世界システムと人の移動」榎山紘一ほか編『岩波講座 世界歴史 19世紀と移民：地域を結ぶダイナミズム』岩波書店、1999に詳しい。
- ²⁰ 長田（1992）p. 81
- ²¹ Congressional Grove, 39th Cong., 1st sess. (1865-1866), 322, 497-499
- ²² この時期の共和党議員の発言について、たとえば以下を参照。Congressional Record, House of Representatives, 43rd Cong., 2nd sess., (1873-1875), 40-45

- ²³ この改正の目的は、あくまでも黒人の帰化を認めることであり、あらゆる人種に対して帰化をみとめるというものではなかった。中国人にも帰化を認めるように人種要件の撤廃案が提出されたが棄却されている。貴堂嘉之「〈アメリカ人〉の境界と『帰化不能外国人』再建期の国民化と中国人問題」油井大三郎、遠藤泰生編『浸透するアメリカ、拒まれるアメリカ』、東京大学出版会、2003、p. 64-65
- ²⁴ 1867年に連邦上下両院は共同決議によって、連邦中国人移民調査委員会を設置した。Senate Report No.689: Coolidge, *Chinese Immigration*
- ²⁵ たとえばカルフォルニアでは1860年代から、労働組合勢力によって中国人移民の規制が要求されていた。
- ²⁶ I. Ferenczi, *International Migrants*, vol.1, 1929, pp. 395-396
- ²⁷ Immigration Commotion, *Abstracts of Report of Immigration on Committee*, vol.1, p. 64
- ²⁸ Immigration Commotion, *ibid*
- ²⁹ W. Leiserson, *Adjusting Immigrant and Industry*, 1969
- ³⁰ 当時の労働運動については以下を参照。C. Ericson, *American Industry and the European Immigrant*, Harvard University Press, 1957
- ³¹ この時期のナショナリズムに関する思想の変遷については中野（2015）p. 54-60を参照のこと。
- ³² 中野（2015）p. 40
- ³³ FOTUL, First Annual Session, 1881. Amalgamated Association of Iron and Steel Workers, *Journal of Proceedings of the International Lodge*, 1882, pp. 834-835
- ³⁴ C. Ericson (1957)
- ³⁵ Knights of Labor, Peace and Prosperity of Faithful, *Journal of United Labor*, 15 Jan. 1881, pp. 81-83
Sender Garlin, *John Swinton. American radical, 1829-1901: Including the full text of his interview with Karl Marx in 1880*, New York American Institute for Marxist Studies, 1976. p. 26
- ³⁶ C. Ericson, *ibid*, p.152. Frank T. Reuter, John Swinton's paper, *Labor History*, 2008, pp. 298-307
- ³⁷ アメリカニゼーションの議論としてはたとえば以下を参照のこと。松本（2007）。油井大三郎、遠藤泰生編（2003）
- ³⁸ 竹田有『アメリカ労働民衆の世界』ミネルヴァ書房、2010、p. 159
- ³⁹ FOTUL, Third Annual Session, Report of Proceedings, 1883.
S. Gompers, *Seventy Years of Life and Labor*, 1925
- ⁴⁰ Knights of Labor, 1883
- ⁴¹ FOTUL., Report of Proceedings, Forth Annual Reports, 1884
- ⁴² 契約労働者禁止法に注目した研究は少ないが、労働史研究の分野ではC. Ericsonが詳細な検討を行っている。ただし、Ericsonの当時の労働運動に対する評価については批判も多いため、注意が必要である。この点については以下を参照のこと。片山一義「アメリカにおける労働者供給業と労務請負制度：パドローネ制度の機能と特質」『札幌学院大学経済論集』（2）、p. 135-165、2010、p. 149。大塚秀之「世紀転換期のアメリカ合衆国における外国人契約労働者問題：Industrial Commissionおよびimmigration Commission報告を中心に」『研究年報』19、1981、p. 101-139
- ⁴³ House Reports, 48cong., 1sess. No.444, II, pp.8-11
- ⁴⁴ Congressional Record, vol. X VI, 48cong., 2sess., Pt.2, pp. 1625
- ⁴⁵ Congressional Record, vol. X VI, 48cong., 2sess., Pt.2, pp. 1834, 1835
- ⁴⁶ Congressional Record, vol. X V, 48cong., 1sess., Pt.2, pp. 5349-5338
- ⁴⁷ Congressional Record, vol. X V, 48cong., 1sess., Pt.2, pp. 5349-5352
- ⁴⁸ C. Ericson, *ibid*, p. 159
- ⁴⁹ 竹田（2010）の議論を参照のこと。
- ⁵⁰ FOTUL, Fifth Annual Session, Report of Proceedings, 1885
- ⁵¹ Congressional Record, vol. X V, 48cong., 1sess., Pt.2, pp. 5358
- ⁵² Congressional Record, vol. X V, 48cong., 2sess., Pt.2, pp. 1633

